

# 高圧一括受電サービス利用規約

2024年7月16日改定

株式会社トーエネック

## 目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 規約の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	3
II 契約の申込み	3
6 利用契約の申込み	3
7 利用契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	4
9 利用契約の単位	5
10 本サービス提供の開始	5
11 承諾の限界	5
III 契約種別およびサービス利用料金	5
12 契 約 種 別	5
13 契約電流または契約容量の設定	5
14 本サービスの利用料金	6
15 電気料金改定時の取扱い	6
IV 料金の算定および支払い	7
16 サービス利用料金の適用開始の時期	7
17 検 針 日	7
18 料金の算定期間	8
19 使用電力量の計量	8
20 サービス利用料金の算定	9
21 日 割 計 算	9
22 サービス利用料金の支払義務および支払期日	10
23 サービス利用料金その他の支払方法	10
24 延 滞 利 息	11
25 利用明細の電子発行	12
26 消費税および地方消費税の取扱い	12

V	使用および供給	12
27	適正契約の保持	12
28	力率の保持	13
29	需要場所への立入りによる業務の実施	13
30	電気の使用にともなうお客さまの協力	13
31	本サービス提供の停止または電流制限	14
32	本サービス停止の解除	15
33	違約金	15
34	本サービスの中止または使用の制限もしくは中止	15
35	制限または中止の料金	15
36	損害賠償の免責	16
37	設備の賠償	16
VI	契約の変更および終了	16
38	利用契約の変更	16
39	利用契約の廃止	17
40	契約電流, 契約容量および契約電力の変更	17
41	解約等	17
42	利用契約消滅後の債権債務関係	18
VII	供給方法および工事	18
43	計量器等の取付け	18
VIII	保安	19
44	保安の責任	19
45	調査	19
46	調査等の委託	19
47	調査に対するお客さまの協力	19
48	保安に対するお客さまの協力	19

附 則

## I 総則

### 1 適用

- (1) 株式会社トーエネック（以下「当社」といいます。）は、管理組合または建物所有者（この場合、区分所有者を除きます。）との間で高圧一括受電契約を締結し、その対象とした建物（以下「対象建物」といいます。）に、高圧一括受電サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供いたします。

本サービスを利用する場合の料金（以下「サービス利用料金」といいます。）、その他の利用条件は、この「高圧一括受電サービス利用規約」（以下「規約」といいます。）および対象建物にかかる高圧一括受電契約によります。

なお、「高圧一括受電契約」とは、当社が管理組合または建物所有者からの委託に基づき、対象建物において小売電気事業者から電力を一括購入し、対象建物の各需要場所へ配電する業務を運営することに関して定めた、当社と管理組合または建物所有者との間の契約および当該契約に付帯して締結された覚書等をいいます。

また、規約と高圧一括受電契約において、同一の事項について異なる内容がある場合は、高圧一括受電契約の内容を優先して適用するものといたします。ただし、規約第15条（電気料金改定時の取扱い）（2）については、高圧一括受電契約及び「高圧一括受電サービス申込書兼支払申込書」（以下「サービス申込書」といいます。）の記載内容よりも規約を優先いたします。

- (2) お客さまが新たに本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ規約を承諾のうえ、当社所定のサービス申込書によって申込みをしていただきます。
- (3) 本サービスの提供期間は、サービス申込書のとおりといたします。
- (4) 本サービスは、対象建物内の全ての電気の利用について、当社と契約し利用するサービスであり、本サービス提供期間内は、個別に他の小売電気事業者からの電気の供給は受けられません。

### 2 規約の変更

当社は、規約を変更する事があります。この場合、変更後の規約を、当社ホームページ等を通して周知するものとし、当該規約の変更は、当社が別途定める場合をのぞき、周知の際に定める適用開始日から適用されるものといたします。

### 3 定義

次の言葉は、この規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧  
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高圧  
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電灯  
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯，LED等の照明用電気機器（付属装を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器  
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，または妨害するおそれがあり，電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動力  
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備  
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器  
契約上設定されるしゃ断器であって，定格電流を上回る電流に対してすみやかに電路をしゃ断し，お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流  
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量  
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力  
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 契約受電設備  
契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を 1 次側電圧とする変圧器およびその 2 次側に施設される変圧器をいいます。
- (12) 夏季  
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
- (13) その他季  
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。
- (14) 燃料費等調整額  
当社のサービス提供区域を供給区域とする旧一般電気事業者（旧一般電気事業者から小売電気事業を承継した事業者を含み，以下「当該地域電力会社」といいます。）の定める燃料費等調整制度に基づき，使用電力量に応じてご負担いただくも

のです。ただし、上限の設定はありません。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に定める賦課金であり、電気を利用する全てのお客さまに、使用電力量に応じてご負担いただくものです。

#### 4 単位および端数処理

この規約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で切り捨ていたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 割引額の単位は、1銭とし、その端数は、切り捨ていたします。
- (7) サービス利用料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨ていたします。

#### 5 実施細目

この規約の実施上必要な細目的事項は、この規約の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約の申込み

#### 6 利用契約の申込み

- (1) 契約負荷設備、契約受電設備、契約電流、契約容量および契約電力については、原則1年間を通じての最大の負荷を基準として、必要な項目について、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて利用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

- (2) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

## 7 利用契約の成立および契約期間

- (1) 本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、お客さまにサービス申込書をご提出いただき、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、原則、次によります。
- イ 契約期間は、利用契約が成立した日から、サービス利用料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- ロ 契約期間満了に先だつて利用契約の消滅または変更がない場合は、利用契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、本サービスが終了した場合は、対象建物にかかる利用契約は消滅いたします。

## 8 需要場所

需要場所は、当社が承諾した場合をのぞき、次によります。

- (1) 居住用の建物の場合
- 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
- イ 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- ロ 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ハ 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。
- (2) 居住用以外の建物の場合
- 1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。
- (3) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合
- 1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(2)に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住部分に限り(1)に準ずるものといたします。

## 9 利用契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 利用契約を結びます。

- (1) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、従量電灯のうちの1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

## 10 本サービス提供の開始

- (1) 当社は、お客さまの利用契約の申込みを承諾したときには、原則、鍵の引渡日または、対象建物の管理組合と協議のうえ定めた日を利用開始日と定め、本サービス提供の準備その他必要な手続きを経たのち、本サービスを提供いたします。

ただし、利用開始日以前にお客さまが通電を開始した場合は、その日を利用開始日といたします。

- (2) 当社は、天候、本サービス提供準備等の事情によるやむを得ない理由によって、あらかじめ定めた利用開始日に本サービスを提供できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、利用開始日を定めて本サービスを提供いたします。

## 11 承諾の限界

当社は法令、電気の需給状況、当社の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の利用契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむを得ない場合には、利用契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

# Ⅲ 契約種別およびサービス利用料金

## 12 契約種別

契約種別は、原則として、当該地域電力会社の定めに準ずるものとし、別紙「高圧一括受電サービス料金メニュー」のとおりといたします。

## 13 契約電流または契約容量の設定

- (1) 当社は、契約電流に応じて電流制限器等を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合、または、契約電流相当を当社で定めた場合には、当社は、電流制限器等を取り付けないことがあります。



- (2) お客様が主開閉器により契約容量を定めることを希望する場合は、使用できる主開閉器は、当社が認めたものに限ります。
- (3) 1 需要場所において、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合で、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなす。）と契約電力との合計、または契約容量と契約電力がそれぞれ 50 キロワット以上であるものについても低圧で供給することがあります。
- (4) 1 需要場所において、従量電灯または低圧電力を契約する場合で、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなす。）または契約電力が 50 キロワット以上であるものについても低圧で供給することがあります。
- (5) 電源供給方式ならびに供給電圧は、お客様設備の状況を勘案して、当社にて決定いたします。

#### 14 本サービスの利用料金

サービス利用料金は、基本料金と電力量料金（燃料費等調整額を含まず）の合計から、当該料金にサービス申込書に記載の割引率を乗じた金額を差し引き、燃料費等調整額と再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した金額といたします。

なお、燃料費等調整額は別紙「高圧一括受電サービス料金メニュー」に定める算定方法によるものといたします。

#### 15 電気料金改定時の取扱い

- (1) サービス申込書に記載の当該地域電力会社が、電気料金単価または料金項目を改定した場合のサービス利用料金は、改定後の電気料金単価または料金項目に基づき計算いたします。なお、当該地域電力会社の電気料金メニューが変更された場合は、当社と管理組合が協議して決定いたします。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当した場合、あらかじめ2ヶ月前までにお客さまに書面または電磁的な方法で通知のうえ、合理的な範囲で、サービス利用料金の計算方法、割引率を変更できるものといたします。

イ 経済情勢の急激な変動、非常変災、法令（官公庁が定める基準、ガイドライン、通達等を含みます。）の制定・改廃または当社が電力を一括購入する小売電気事業者（以下「高圧電力調達先」といいます。）の電気料金の値上げ等、当社の責めとならない理由により、現状のサービス利用料金では本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合。

- ロ 当社の高圧電力調達先が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、もしくは自ら申立てを行い、または当社と高圧電力調達先との電気需給契約の終了に伴い高圧電力調達先が変更し、変更前の高圧電力調達先より高圧電力の電気料金が高額である等により、現状のサービス利用料金では本サービスの提供が困難であると当社が判断した場合。
- ハ その他、当社の責めとならない理由により、現状のサービス利用料金では本サービスの提供が困難であると合理的な根拠に基づき当社が判断した場合。

#### IV 料金の算定および支払い

##### 16 サービス利用料金の適用開始の時期

- (1) サービス利用料金は、本サービスの利用開始日から適用いたします。
- (2) サービス申込書の提出がないことやその他の理由により、お客さまが実際に本サービスの利用を開始した日が特定できない場合には、当社が適切と判断した日を本サービスの利用開始日といたします。

##### 17 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめ定めた日に、各月ごとに行ないます。ただし、やむを得ない事情により、当社があらかじめ定めた日以外の日に検針した場合においても、あらかじめ定めた日に検針したものとみなします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものとする場合があります。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 本サービス利用開始の日からその直後のお客さまの検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、本サービス利用開始直後のお客さまの検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめ定めた日に検針を行なったものといたします。

## 18 料金の算定期間

料金の算定期間は、当月の検針日から翌月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、本サービスの提供を開始し、または利用契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

## 19 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、サービス利用料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（利用契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（本サービスの提供を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 17（検針日）(2)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、20（サービス利用料金の算定）(1)イに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数の比によりあん分して得た値によって精算いたします。

ロ 17（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、原則として、本サービス利用開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を本サービス利用開始の日から本サービス利用開始の直後の検針日の前日までの期間および本サービス利用開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分して得た値をそれぞれのサービス利用料金算定期間の使用電力量といたします。

ハ 17（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として、前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。

ただし、20（サービス利用料金の算定）(1)イに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数の比によりあん分して得た値によって精算いたします。

- (2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (4) 当社は、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。

- (5) 計量器を取り替えた場合には、サービス利用料金の算定期間における使用電力量

は、(6)の場合を除き、次によります。

イ 使用電力量は取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算して得た値といたします。

ロ 最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに、(8)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、サービス利用料金の算定期間の使用電力量は、当該地域電力会社が定める「使用電力量の協定」に準じて算定いたします。
- (7) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (8) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(5)および(6)の場合をのぞき、検針日における30分最大需要電力計の読み(利用契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

## 20 サービス利用料金の算定

- (1) サービス利用料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 本サービスの提供を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または利用契約が消滅した場合
- (2) サービス利用料金は、利用契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) サービス利用料金は、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)を含みます。

## 21 日割計算

- (1) 当社は、20(サービス利用料金の算定)(1)イの場合は、基本料金を日割計算いたします。なお、関西地区においては、別紙「高圧一括受電サービス料金メニュー(関西地区)」に定める日割計算といたします。
- (2) 20(サービス利用料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

- (3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてその都度計量値の確認をいたします。

## 22 サービス利用料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様のサービス利用料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 検針日といたします。ただし、17（検針日）(4)の場合のサービス利用料金または19（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、19（使用電力量の計量）(6)の場合は、サービス利用料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。
- ロ 23（サービス利用料金その他の支払方法）(7)の場合は、当該支払期に属する最終月の検針日といたします。
- ハ 利用契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて利用契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様のサービス利用料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から30日目といたします。なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

## 23 サービス利用料金その他の支払方法

- (1) サービス利用料金および利用明細（毎月の検針の結果およびサービス利用料金を記載したものをいいます。以下同じ。）を書面で発行する場合の発行手数料（以下、総称して「サービス利用料金等」といいます。）については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。当社が指定する金融機関等は、次の(2)、(3)、(4)のとおりといたします。
- (2) 口座振替の場合
- イ 当社は、サービス申込書に記載の振替日（払込日）にサービス申込書に記載の代金収納会社を利用し、お客様が指定する金融機関の口座からサービス利用料金等を引き落とします。ただし、この日が金融機関の休日の場合は、金融機関の翌営業日に引き落とします。
- ロ 当月に、お客様の指定する金融機関の口座からサービス利用料金等が引き落とせなかった場合は、当月の翌月以降のサービス利用料金等に合算して請求するものとします。
- ハ サービス申込書に記載の代金収納会社で取り扱える金融機関によりサービス利用料金等を支払っていただきます。
- (3) クレジットカード支払いの場合

イ サービス申込書に記載のクレジットカード（以下、「カード」といいます。）により、毎月、継続的にサービス利用料金等を支払っていただきます。クレジットカード会社（以下、「カード会社」といいます。）により、会員番号、有効期限が更新された場合も同様といたします。

ロ お客さまは、サービス申込書に記載のカード番号・有効期限が変更になった場合、またはカード支払いの変更もしくは解除を行う場合は、すみやかに当社に通知していただきます。

ハ カード会社の規約により、カードでの支払いが承認されない場合、または会員資格を喪失した場合は当社が指定する方法によりサービス利用料金等を支払っていただきます。

ニ カード会社の締切日と検針日の関係等により、カード会社からお客さまに対して 2ヶ月分サービス利用料金等がまとめて請求されることがあります。

(4) (2)、(3)において、継続してサービス利用料金等をお支払いいただけない場合、当社が指定した金融機関等を通じて、当社が指定した様式により、払い込みにより支払っていただきます。なお、払い込みによる手数料は、お客さまにて負担いただきます。

(5) サービス利用料金等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(6) 17（検針日）(4)の場合、本サービス利用開始の日から直後の検針日の前日までの算定期間とするサービス利用料金等は、本サービス利用開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの算定期間とするサービス利用料金等とあわせて支払っていただきます。

(7) サービス利用料金等については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)～(6)の定めにかかわらず、当社の指定する方法により支払っていただくことがあります。

## 24 延滞利息

(1) お客さまがサービス利用料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。

(2) 延滞利息は、その算定の対象となるサービス利用料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨ていたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となるサービス利用料金とあわせて支払っていただきます。

## 25 利用明細の電子発行

- (1) 当社は、お客さまに対して、利用明細を、電子メールにてお知らせします。(以下、このメールを「ご利用明細メール」といいます。)
- (2) お客さまは、当社が別途定める手続きにしたがって、ご利用明細メールの受信に必要となる手続きを行うものとし、当社は当該手続きにより登録されたメールアドレスにご利用明細メールを送信するものとします。なお、お客さまが当該手続きを行わなかったこと、登録情報の更新(登録内容に変更があった場合)を行わなかったこと、その他の当社の責めに帰すべきでない事由によりお客さまがご利用明細メールを受信できなかったことによりお客さまが受けた損害について、当社は一切賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまは、書面による利用明細の発行を希望される場合、あらかじめ当社所定の手続きに従って当社にその旨を連絡するものとします。この場合、当社は、お客さまに対して、ご利用明細メールの送信に代えて、書面による利用明細の発行を行うものとし、お客さまは、発行手数料として、書面による利用明細1通につき、100円(消費税等相当額別途)(消費税等相当額込価格110円、税率10パーセント)を負担するものとし、当社は、当該発行手数料を、発行の対象となる利用明細に記載されているサービス利用料金と併せてお客さまに請求します。なお、書面による利用明細の発行とご利用明細メールの併用はできません。

## 26 消費税および地方消費税の取扱い

消費税法および地方税法の改正により消費税等(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます。)の税率が変更された場合には、お客さまは、当社に対し、変更された税率に基づいてサービス利用料金、25(利用明細の電子発行)(3)に定める発行手数料その他の債務にかかる消費税等相当額を支払うものとし、

## V 使用および供給

### 27 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの利用契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変

更していただきます。

## 28 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむを得ない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

## 29 需要場所への立入りによる業務の実施

当社、当社の指定する者または当該地域一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。

この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 当社または当該地域一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) お客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 31（本サービス提供の停止または電流制限）、39（利用契約の廃止）(1)または41（解約等）により必要な処置
- (6) その他、この規約によって、利用契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

## 30 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは当該地域一般送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものと



し、とくに必要がある場合には、当社の供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

(3) 対象建物がオール電化マンションで、エコキュートを使用される場合は、当社の指定する電力契約モード等で設定していただくことをあらかじめ承諾していただきます。なお、設定の変更が必要な場合、お客さまの立会いのもとで当社または当社が指定する者が住戸内に立ち入り設定変更作業を行います。また、エコキュートの更新時は、当社の指定する電力契約モード等に設定が可能な機種を設置していただきます。

### 31 本サービス提供の停止または電流制限

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はあらかじめ書面で通知のうえ、そのお客さまについて本サービスを停止または電流制限を実施することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、書面による通知を省略することがあります。

イ お客さまによる電気の使用があるにもかかわらず、当社へサービス申込書の提出が無い場合

ロ 検針日から77日を経過してもお客さまが料金を支払われない場合

ハ 需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ニ 当社が需要場所に設置した受電設備以外の設備によって、電気を使用した場合

ホ 29（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社およびその指定する者の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否または、妨害された場合

へ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険が生じた場合

ト お客さまがその他、規約に反した場合

チ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

リ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ヌ 30（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

## 32 本サービス停止の解除

31（本サービス提供の停止または電流制限）によって本サービスを停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にもとめない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に本サービスの再開を申し出ていただいたときには、当社は、次の場合を除き、すみやかに本サービスを再開いたします。ただし、31（本サービス提供の停止または電流制限）(1)ロの場合は、すべての債務を支払われたときに本サービスを再開いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（午後5時から午前10時までの時間をいいます。）、休日、祝日、および要員の配置等の事情により、やむを得ない場合
- (3) その他特別の事情がある場合

## 33 違約金

- (1) お客さまが31（本サービス提供の停止または電流制限）(1)ト、チに該当し、そのためにサービス利用料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、規約に定められた条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。

## 34 本サービスの中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、お客さまにあらかじめ書面で通知のうえ本サービスを中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合は、書面による通知を省略することがあります。
  - イ 小売電気事業者からの電力の供給が停止した場合
  - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
  - ニ 非常変災の場合
  - ホ その他保安上必要がある場合

## 35 制限または中止の料金

当社は、34（本サービスの中止または使用の制限もしくは中止）によって、本サービスを中止または電気の使用を制限もしくは中止した場合には、その期間中についても、サービス利用料金を減額することなく算定いたします。

### 36 損害賠償の免責

- (1) 34（本サービスの中止または使用の制限もしくは中止）によって本サービスを中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の故意または重大な過失によるものでないときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 当社は、当社の故意または重大な過失による場合をのぞき、次に定める理由によって、お客さまに生じた損害については、賠償の責めを負いません。
  - イ 地震、落雷、洪水、暴風雨、地滑りなどの天災
  - ロ 31（本サービス提供の停止または電流制限）(1)各号または 34（本サービスの中止または使用の制限もしくは中止）(1)各号に定める場合
  - ハ 対象建物の管理組合、居住者または使用者の責めに帰すべき理由
  - ニ 第三者の責めに帰すべき理由
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 37 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または当該地域一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合  
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価額と取替工費およびその他必要な費用との合計額

## VI 契約の変更および終了

### 38 利用契約の変更

お客さまが利用契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに利用契約を希望される場合に準ずるものといたします。相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで本サービスの利用を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに利用契約を希望される場合に準ずるものといたします。

### 39 利用契約の廃止

- (1) お客さまが利用契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に本サービスの利用を終了させるための適切な処置を行いません。

- (2) 利用契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に利用契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により本サービスの利用を終了させるための処置ができない場合は、利用契約は本サービスの利用を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

### 40 契約電流、契約容量および契約電力の変更

- (1) 契約電流、契約容量および契約電力の変更については、次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、へのおとりといたします。

イ 対象建物によっては契約電流、契約容量および契約電力の変更ができない場合があります。

ロ 増設の変更をした場合、変更した日から1年間、減設の変更はできません。

ハ 計量器（電力量計等をいいます。）内の契約容量設定値の変更は、変更のお申し出を受けつけた日から2営業日以内に実施いたします。

ニ 変更に伴う基本料金の算定については、増設の変更をした場合は変更した日の翌月分から適用し、減設の変更をした場合は変更した日の当月分から適用いたします。

ホ 当社の供給設備の都合により契約電流、契約容量および契約電力を変更できない場合は、お客さまと協議のうえ、契約電流、契約容量および契約電力を決定いたします。

へ 変更のお申し出にともない、主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (2) 契約電流、契約容量および契約電力の変更にともない当社の供給設備の改修が必要になった場合は、工事費の実費を申し受けます。

### 41 解約等

- (1) 31（本サービス提供の停止または電流制限）によって本サービスを停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社

は、利用契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社はその旨をあらかじめ書面でお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、39（利用契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が本サービスの利用を終了させるための処置を行なった日に利用契約は消滅するものといたします。
- (3) お客さまが、39（利用契約の廃止）(1)による通知をされなかったことに起因し発生したサービス利用料金の過払い分の返金等の対応については、当社は一切の責任を負いません。

#### 42 利用契約消滅後の債権債務関係

利用契約期間中のサービス利用料金その他の債権債務は、利用契約の消滅によっては消滅いたしません。

### VII 供給方法および工事

#### 43 計量器等の取付け

- (1) サービス利用料金の算定上必要な計量器およびその付属装置（通信装置、通信回線等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有といたします。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器およびその付属装置を施設する場合

ロ 当社が、計量器およびその付属装置をお客さまで取り付けることが妥当と判断した場合

- (2) 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。
- (4) 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更する場合には、工事費の実費を申し受けます。

## Ⅷ 保 安

### 44 保安の責任

当社は、当社および対象建物の電気工作物について、保安の責任を負います。

### 45 調査

- (1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
- (2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。
  - イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定
  - ロ 接地抵抗値の測定
  - ハ 点検
  - ニ その他保安規定に定める内容
- (3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置を、お客さまにお知らせいたします。

### 46 調査等の委託

当社は、45（調査）の業務の全部または一部を委託することがあります。

### 47 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行う場合には、その工事内容をあらかじめ当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、45（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

### 48 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をします。
  - イ お客さまが、当社または当該地域一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

- (2) お客様が当社または当該地域一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該地域一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

## 附 則

### 1 実施期日

この規約は、2020年4月1日から実施いたします。

改定 2022年10月19日

改定 2024年3月1日

改定 2024年7月16日

### 2 経過措置

規約（2024年7月16日改定）のうち、「3. 定義（14）燃料費等調整額」、「14. 本サービスの利用料金」、別紙（北海道、関東、中部地区）「4, 5. 燃料費等調整」および別紙（関西地区）「6, 7. 燃料費等調整」については2024年10月1日から適用開始とし、その前の期間については改定前の規約（2024年3月1日改定）を適用いたします。



別紙

高圧一括受電サービス料金メニュー  
( 関東地区 )

## 1 適用

高圧一括受電サービス料金メニュー（関東地区）は、次の供給区域内で適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県  
（富士川以東）

## 2 契約種別

契約種別は、原則として、「高圧一括受電サービス申込書兼支払申込書」に記載された東京電力エナジーパートナー株式会社の定める契約種別と同様のものとし、当社が定める下記の需要場所と電圧にて適用するものといたします。

電圧区分	契約種別	需要場所
低圧	従量電灯B	居住用部分 共用部分
	従量電灯C	店舗部分
	低圧電力	居住用部分 共用部分 店舗部分
高圧	業務用季節別時間帯別電力 業務用電力	共用部分 テナント部分

## 3 料金メニューの適用範囲，料金，供給条件等

高圧一括受電サービス料金メニュー（関東地区）の供給区域，料金，供給条件等は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める特定小売供給約款，電気需給約款（高圧），関連する個別の約款，各種料金表等（以下総称して「電力会社約款等」といいます。）に準ずるものといたします。電力会社約款等は、最新のもの指すものとし、内容が変更された場合には、変更後の電力会社約款等に準ずるものといたします。

ただし、「4 燃料費等調整（低圧）」および「5 燃料費等調整（高圧）」の他、電力会社約款等と、高圧一括受電契約および規約との定めが異なる場合は、高圧一括受電契約および規約が優先して適用されるものといたします。

#### 4 燃料費等調整（低圧）

電力会社約款等の内容にかかわらず，電圧区分が低圧の契約種別については，燃料費等調整額として，次に定める燃料費調整額が適用されるものといたします。

##### (1) 燃料費調整額の算定

###### イ 平均燃料価格

平均燃料価格は，東京電力エナジーパートナー株式会社が定める[特定小売供給約款]（2024年4月1日実施。変更があった場合には，変更後の内容とし，以下同様とします。）に従うものといたします。

###### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお，燃料費調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

###### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお，各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月分の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月分の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月分の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月分の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月分の料金に係る検針期間

毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月分の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月分の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月分の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月分の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月分の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月分の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月分の料金に係る検針期間

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (2) 基準単価

基準単価は、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める[特定小売供給約款]に従うものといたします。

## 5 燃料費等調整（高圧）

電力会社約款等の内容にかかわらず、電圧区分が高圧の契約種別については、燃料費等調整額として、次の「(1) 燃料費等調整単価の適用」を除き、東京電力エナジーパートナー株式会社が定める[電気需給約款 [高圧]]（2024年4月1日実施。変更があった場合には、変更後の内容といたします。）に定める燃料費等調整額が適用されるものといたします。

### (1) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間および各平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価 適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	毎年1月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る検針期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	毎年2月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る検針期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	毎年3月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る検針期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	毎年4月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る検針期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	毎年5月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る検針期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	毎年6月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る検針期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	毎年7月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る検針期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	毎年8月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る検針期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	毎年9月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る検針期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	毎年10月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る検針期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	毎年11月21日から翌年の2月20日までの期間	翌年の4月分の料金に係る検針期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	毎年12月21日から翌年の3月20日までの期間	翌年の5月分の料金に係る検針期間